

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の主な変更内容について

1 計画の位置付け

その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣がある場合において、当該鳥獣の生息の状況その他の事情を勘案して当該鳥獣の管理を図るため特に必要があると認めるときに定めることができる計画である。 ⇒ 「第二種特定鳥獣管理計画」

〔根拠規定〕鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第7条の2

2 主な変更内容

前回策定以降の時点修正のほか、次の内容について追加等の変更を行う。

項目	現行	改正
① 計画策定の目的及び背景		前回策定（法改正に伴う変更。H27）以降の状況等を加筆
② 管理すべき鳥獣の種類		変更なし
③ 計画の期間	<u>H27. 5. 29～H29. 3. 31</u>	<u>H29. 4. 1～H34. 3. 31</u>
④ 管理が行われるべき区域		変更なし
⑤ 管理の目標		変更なし
⑥ 個体群管理（数の調整）に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・国が示す中国地方における個体数推定のうち、県内捕獲相当分として年間捕獲目標（目安）<u>22,000頭</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・国が示す中国地方における個体数推定のうち、県内捕獲相当分として年間捕獲目標（目安）<u>30,000頭</u>
⑦ 生息地の保護及び整備に関する事項		変更なし
⑧ その他管理のために必要な事項		変更なし